

○小牧市景観条例（抜粋）

（審議会の設置）

第 2 8 条 市長の諮問に応じ、**景観に関する事項を調査審議**させるため、小牧市景観審議会を置く。

（審議会の組織）

第 2 9 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民の代表者

(3) 市議会の議員

(4) 市職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

○小牧市景観条例施行規則（抜粋）

（審議会）

第 2 1 条 小牧市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第 2 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 2 3 条 審議会の庶務は、都市政策部において処理する。